12月は人権擁護啓発強調月間です

翔べ愛よ 第108号

人権講演会（入場無料）

演題 **子どもとともに**
～子どもの権利について考える～

日時 2026年（令和8年）**12月9日(水)**

開演 **午後6時30分（開場 午後6時）**

場所 **オークホール（そえだ公民館）**

手話通訳 託児あり（無料） ※託児の事前申し込みは不要です。



講師 **柳 優香さん**

六本松法律事務所 弁護士
日本弁護士連合会子どもの権利委員会 幹事

問い合わせ先：添田町教育委員会 社会教育課 人権同和推進係　☎0947-82-5800

世界人権宣言があった12月を「人権擁護啓発強調月間」とし、様々な人権啓発を行っています。
今年は「子どもの人権」をテーマに啓発を行います。子どもの人権について今一度考えてみましょう。

子どもの権利条約 4つの原則

差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どのような理由でも差別されません。

子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

人権パネル展



期間 令和8年 12月8日(火)～12月24日(木)

オークホールにて人権パネル展を実施します。

「子どもの貧困
－社会のひずみは子どもに向かう－」

「二又トンネル火薬爆発事件展」

「添田町小中学校児童生徒による人権作品展」

添田町／添田町教育委員会／添田町人権・同和教育推進協議会

ひとりで悩まずに相談してみませんか？

人権に関する相談は年間約20万件ほどあっており、誰でも気軽に相談できるよう相談窓口が整備されています。誰かに相談することで、気持ちが軽くなったり、解決の糸口がみえてくるかもしれません。ほんの少しだけ勇気を出して、相談してみませんか？



みんなの人権110番

いじめや差別、同和問題、パワハラ、セクハラ等、様々な人権問題を相談できます。

☎0570－003－110
（受付時間 月曜～金曜日 8時30分～17時15分）

インターネット人権相談

こどもの人権110番

いじめや虐待等、こどもの人権問題を相談できます。

☎0120－007－110
（受付時間 月曜～金曜日 8時30分～17時15分）

メール相談

法務局LINEじんけん相談

いじめや差別、虐待、パワハラ等、様々な人権問題をアプリLINEで相談できます。

（受付時間 月曜～金曜日 8時30分～17時15分）
アカウント名「法務局LINEじんけん相談」
検索ID：@linejinkensoudan
※法務局LINEじんけん相談を友だち追加してご相談ください。

ふくおか人権ホットライン

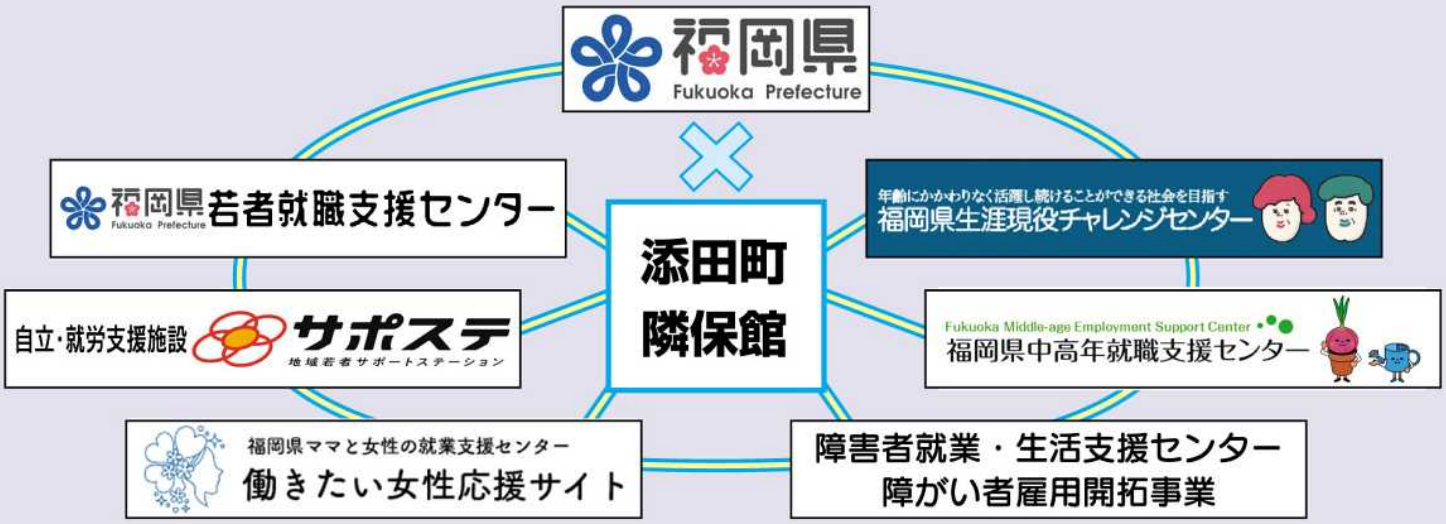
同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する法律相談。

☎092－724－2644
（受付時間 毎月第4金曜日 15時～18時）



隣保館で就労相談を受けてみませんか？

添田町隣保館と連携した就労支援事業について



隣保館で福岡県が実施する就労相談を受けることが出来ます。

相談者の年齢・状況に応じた、専門の相談員の方が隣保館に出向いて、相談を行います。

相談者の希望や適性に応じた支援を就職するまで受けることができますので、ぜひご利用ください。

問い合せ先

添田町隣保館　田川郡添田町大字庄416番地の1
電話番号0947－82－2226（平日 9時～17時まで）